

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	補足-180-2 改1
提出年月日	平成30年3月19日

東海第二発電所

燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係る
補足説明資料

平成30年3月

日本原子力発電株式会社

1. 添付書類に係る補足説明資料

「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」に係る添付資料(共通資料は除く)の記載内容を補足するための説明資料リストを以下に示す。

工認添付資料	補足説明資料
V-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書	1. 使用済燃料プール周りの重量物の配置
	2. 燃料取替機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について
	3. 原子炉建屋クレーンのインターロックについて
	4. 新燃料の取扱いにおける落下防止対策
	5. キャスク取扱い作業時における使用済燃料プールへの影響
	6. 照射済燃料及び使用済燃料取扱い作業時における使用済燃料プールへの影響
	7. ワイヤロープ及び主要部材の強度に関する説明について
	8. イコライザハンガの概要について
	9. 使用済燃料プールの機能に影響を及ぼすおそれのある重量物の抽出結果
	10. 技術基準規則への適合性 別添1 重量物落下時のチャンネルボックスへの荷重について

2. 別 紙

(1) 工認添付資料と設置許可まとめ資料との関係【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】

別紙 工認添付資料と設置許可まとめ資料との関係【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】

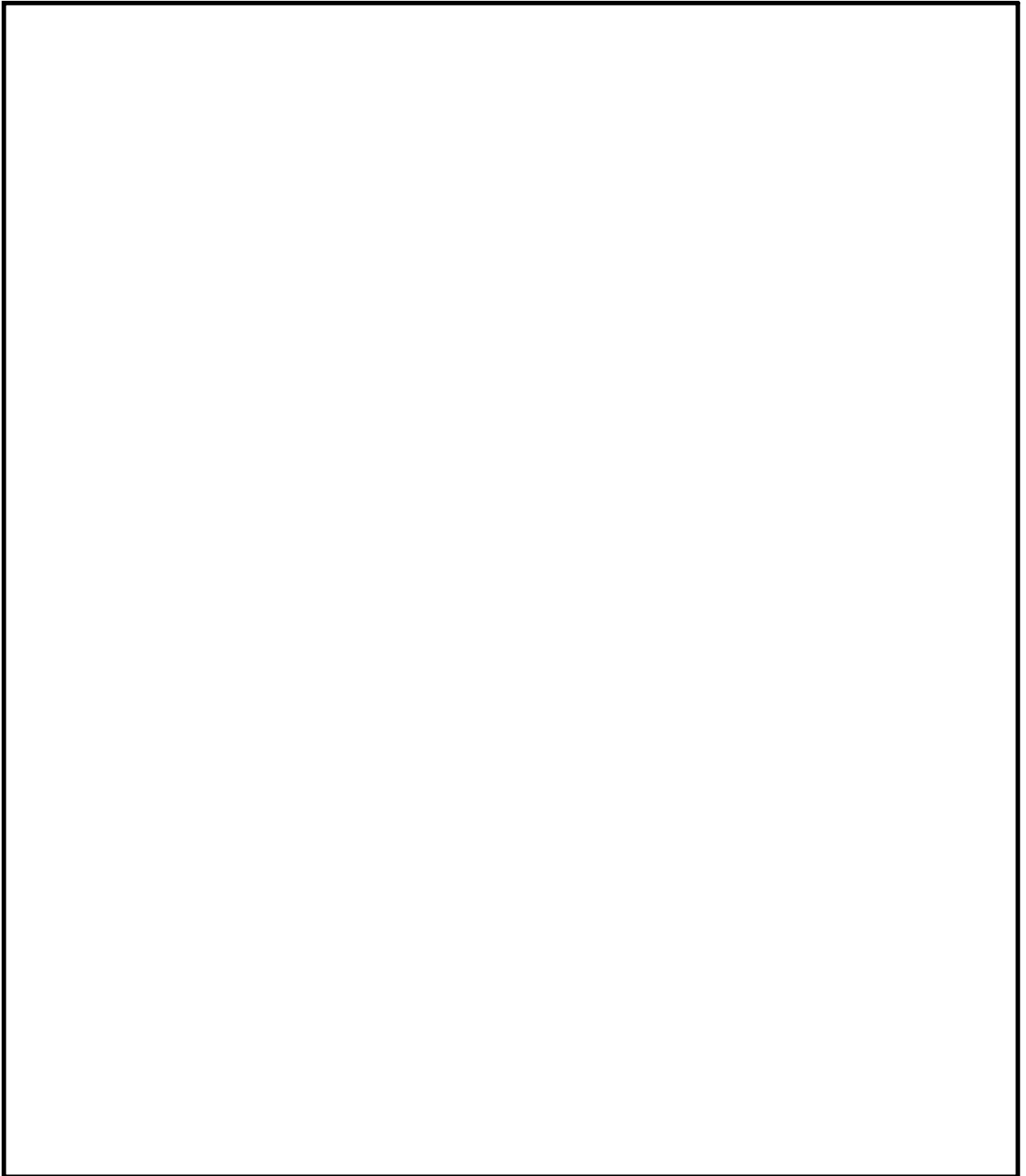
工認添付資料		設置許可まとめ資料			引用内容
V-1-3-3	燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書	DB	第 16 条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	落下防止について引用 ただし、燃料取替機、原子炉建屋クレーン及び使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーンに係る評価方法、評価結果については、各耐震計算書に示す。

補足説明資料目次

	頁
1. 使用済燃料プール周りの重量物の配置	1-1
2. 燃料取替機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について.....	2-1
3. 原子炉建屋クレーンのインターロックについて.....	3-1
4. 新燃料の取扱いにおける落下防止対策.....	4-1
5. キャスク取扱い作業時における使用済燃料プールへの影響.....	5-1
6. 照射済燃料及び使用済燃料取扱い作業時における使用済燃料プールへの影響.....	6-1
7. ワイヤロープ及び主要部材の強度に関する説明について.....	7-1
8. イコライザハンガの概要について.....	8-1
9. 使用済燃料プールの機能に影響を及ぼすおそれのある重量物の抽出結果.....	9-1
10. 技術基準規則への適合性.....	10-1
別添1 重量物落下時のチャンネルボックスへの荷重について.....	別1-1

1. 使用済燃料プール周りの重量物の配置

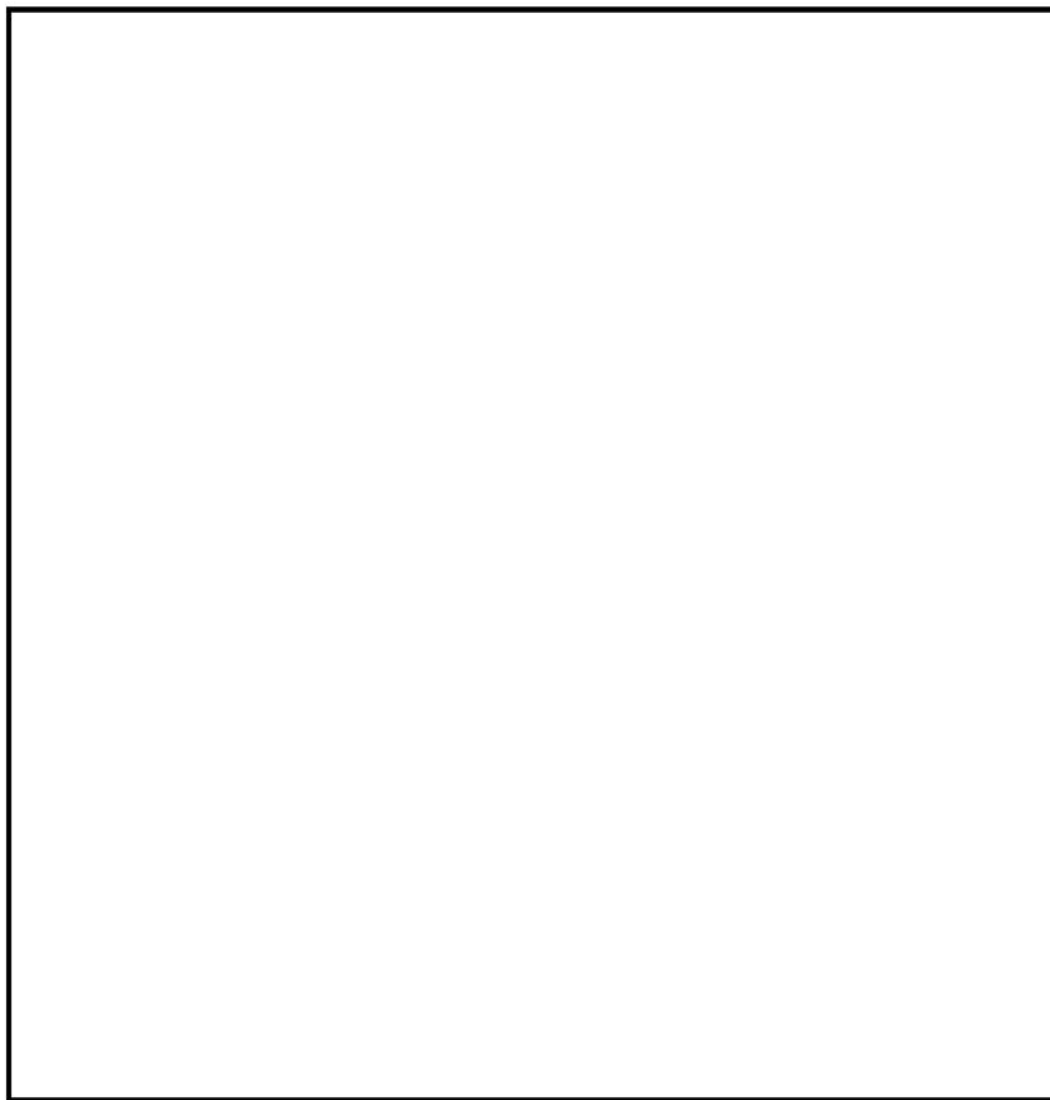
落下時に使用済燃料プールの機能へ影響を及ぼすおそれのある重量物の配置を第1-1図に示す。



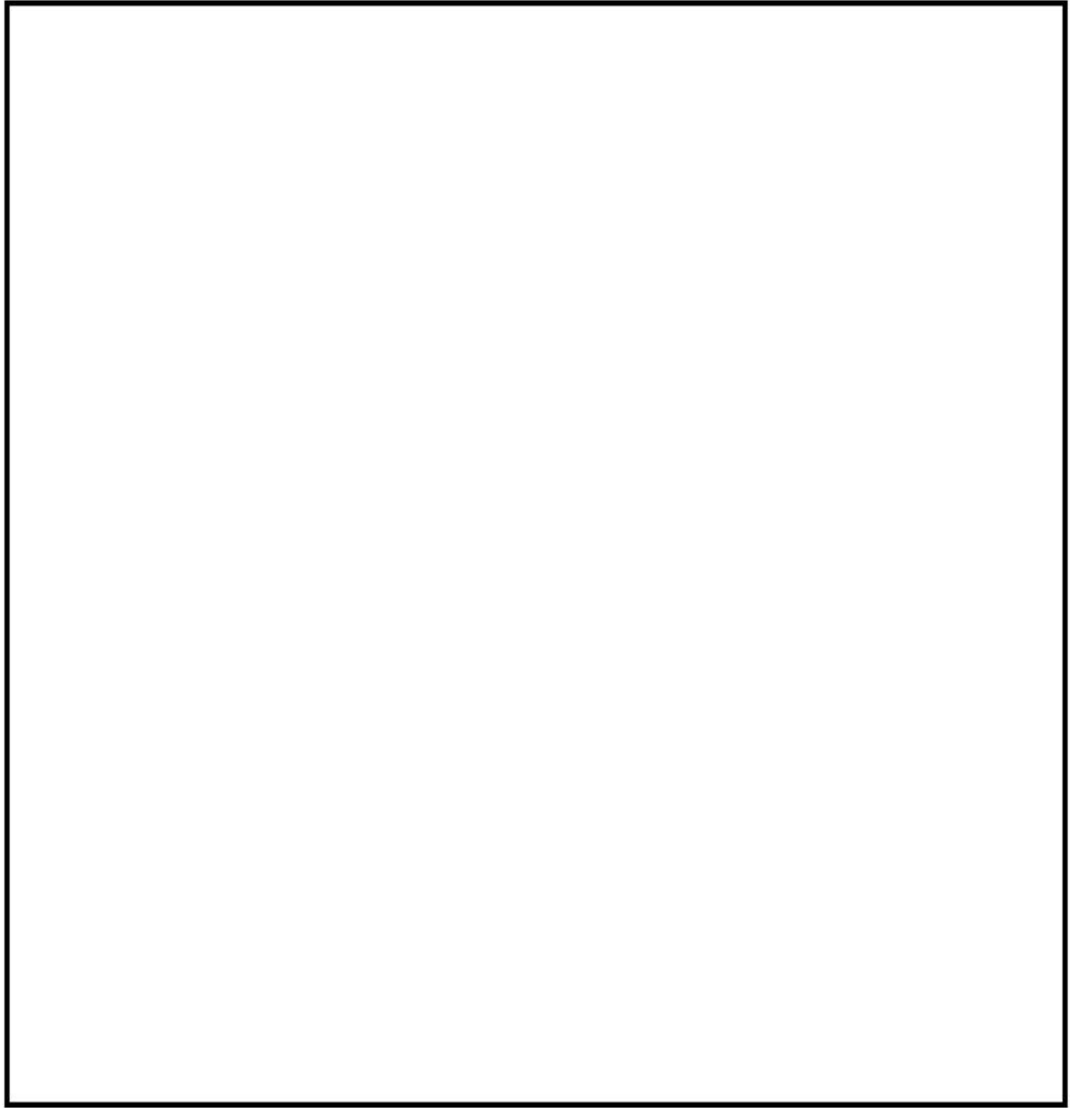
第 1-1 図 使用済燃料プール周りの重量物の配置

2. 燃料取替機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について

燃料取替機及び原子炉建屋クレーンは、通常時、使用済燃料プール上へ待機配置せず待機位置はD/Sプール上とする運用にすることで、使用済燃料プールへの落下は防止される。第2-1～2図に東海第二発電所の燃料取替機及び原子炉建屋クレーンの通常時待機場所を示す。



第2-1図 燃料取替機待機場所



第2-2図 原子炉建屋クレーン待機場所

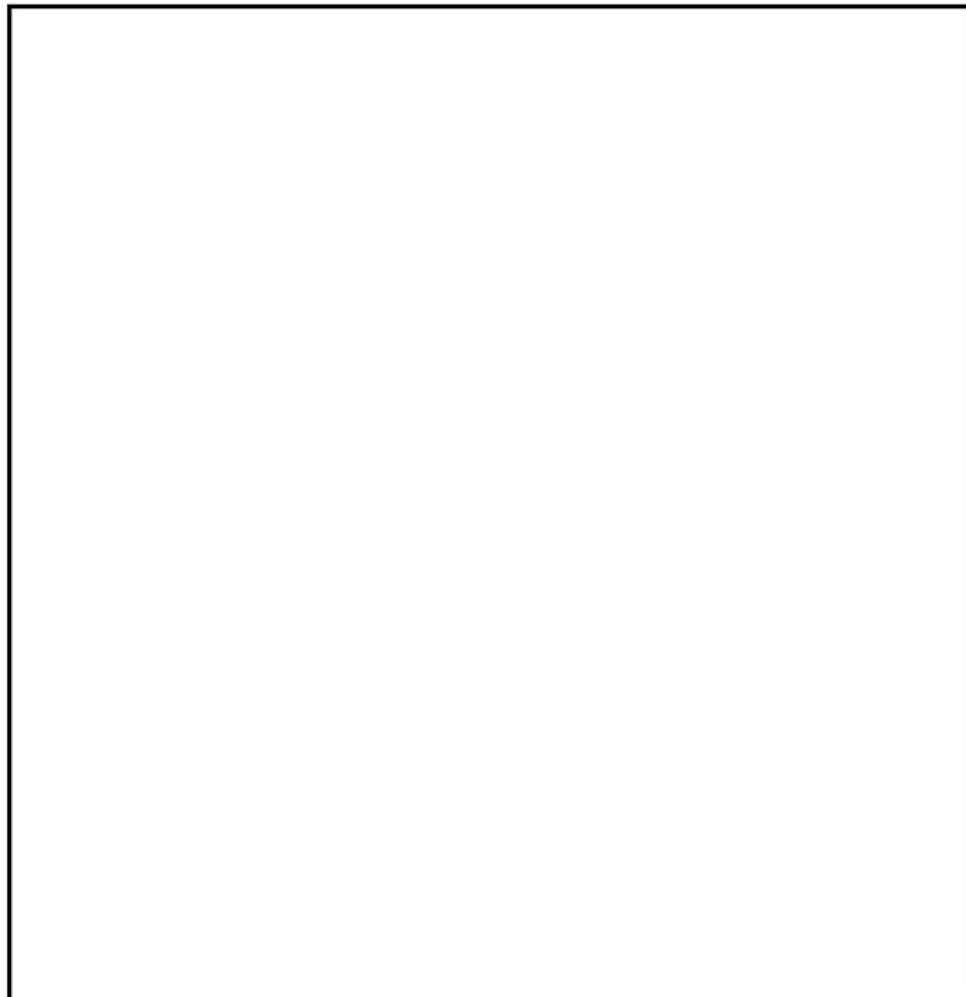
3. 原子炉建屋クレーンのインターロックについて

原子炉建屋クレーンは、使用済燃料プール上を重量物及びキャスクが走行及び横行できないように可動範囲を制限するインターロックを設けている。

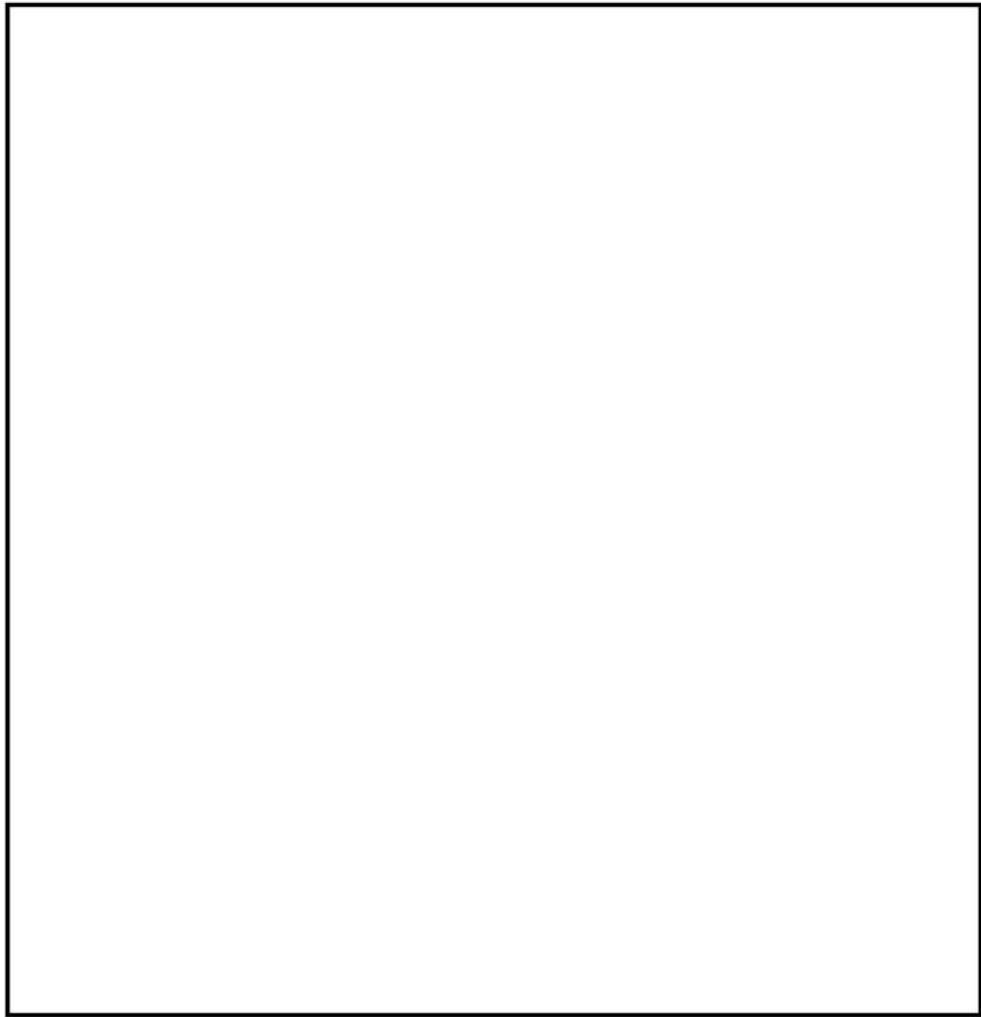
原子炉建屋クレーン走行レール及び横行レールは原子炉建屋原子炉棟運転床面全域を走行及び横行できるよう敷設されているが、重量物及びキャスクの移送を行う際には、重量物及びキャスクが使用済燃料プール上を通過しないよう、レールに沿って設置されたリミットスイッチ及びインターロックによる移送範囲の制限により、使用済燃料プールへの重量物及びキャスクの落下を防止する設計とする。

インターロックには3つのモード（A～Cモード）があり、取り扱う重量物に応じてモード選択を行い、移送範囲を制限することで、使用済燃料プールへの重量物及びキャスクの落下を防止している。

原子炉建屋クレーンのインターロックによる重量物移送範囲とリミットスイッチ展開図の関係を第3-1～2図に示す。なお、使用済燃料プール上へアクセス可能なモードはCモードのみである。



第3-1図 原子炉建屋クレーンのインターロック（Bモード）による重量物移送範囲とリミットスイッチ展開図

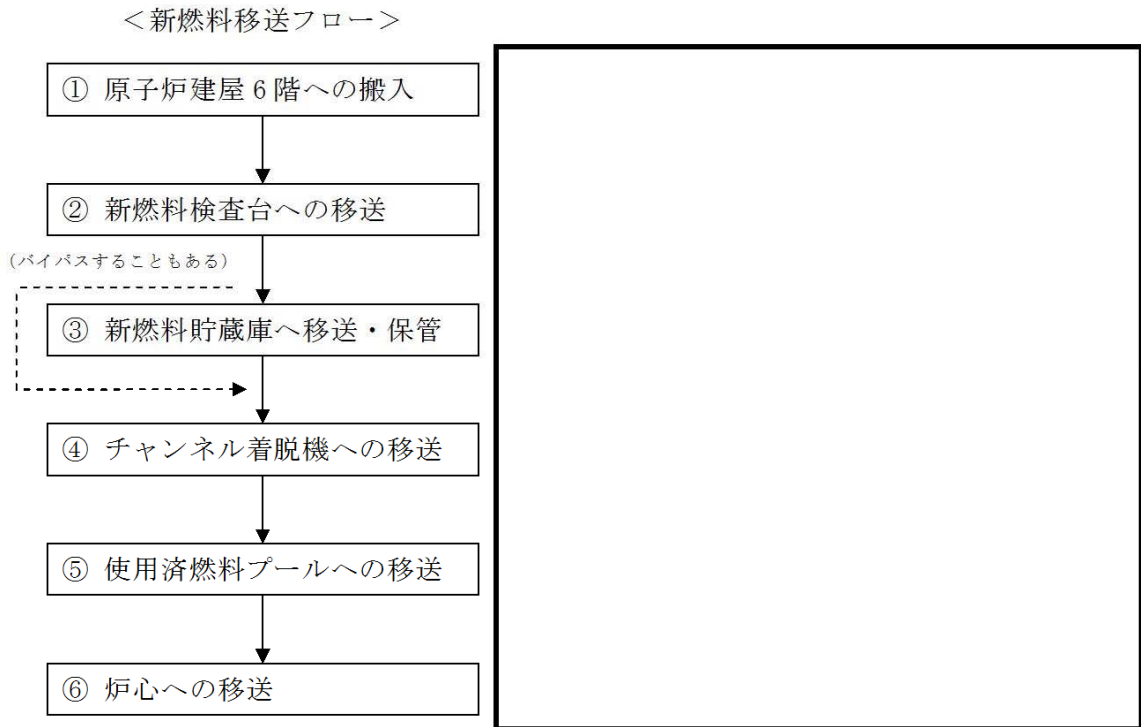


第3-2図 原子炉建屋クレーンのインターロック（Aモード）による
キャスク移送範囲とリミットスイッチ展開図

4. 新燃料の取扱いにおける落下防止対策

新燃料は、原子炉建屋クレーン及び燃料取替機にて取り扱われ、原子炉建屋原子炉棟内に搬入後、検査を行い、所定の場所（新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール）に保管され、燃料装荷の際に炉心へと移動される。

新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）を第4-1図に示す。



第4-1図 新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）

第4-1図に示すとおり、新燃料は、原子炉ウェル上を通過しているが、新燃料移送は運転中に実施するため、原子炉蓋は閉まっており、炉内に新燃料が落下することはない。また、新燃料を使用済燃料プールへ移送する際は、可能な限り使用済燃料上を移送しない運用とし、使用済燃料プール上への落下を防止している。

原子炉建屋クレーンは、動力源喪失時にて自動的にブレーキがかかる機能を有しているとともに、フックには外れ止め金具を装備し、新燃料の落下を防止する構造としており、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチにより、誤操作等による新燃料の落下は防止される。

炉心への燃料装荷の際には、燃料取替機による新燃料移送作業を行うこととなるが、燃料取替機についても、駆動源喪失時等における種々のインターロックが設けられており、新燃料の落下は防止される。

チャンネル着脱機は、使用済燃料プールの床面に設置し、壁に固縛している。チャンネル着脱機において燃料は昇降台上に固定されて昇降し、直接ライナに衝突しないため、ライナを損傷させることはない。

※ チャンネル着脱機は、新燃料を原子炉建屋クレーンから燃料取替機へ受け渡す中継作業時に使用。

5. キャスク取扱い作業時における使用済燃料プールへの影響

キャスクの取扱い作業は原子炉建屋クレーンを使用し、機器ハッチより原子炉建屋原子炉棟6階床面へキャスクの移送を行い、キャスクピットにて燃料の装荷作業が行われる。作業概要について第5-1図に示す。

本作業時における原子炉建屋クレーンの運転は、キャスクが使用済燃料プール上を通過することがないように、インターロックによる可動範囲制限を行うことで、使用済燃料プールへのキャスクの落下は防止される設計としている。

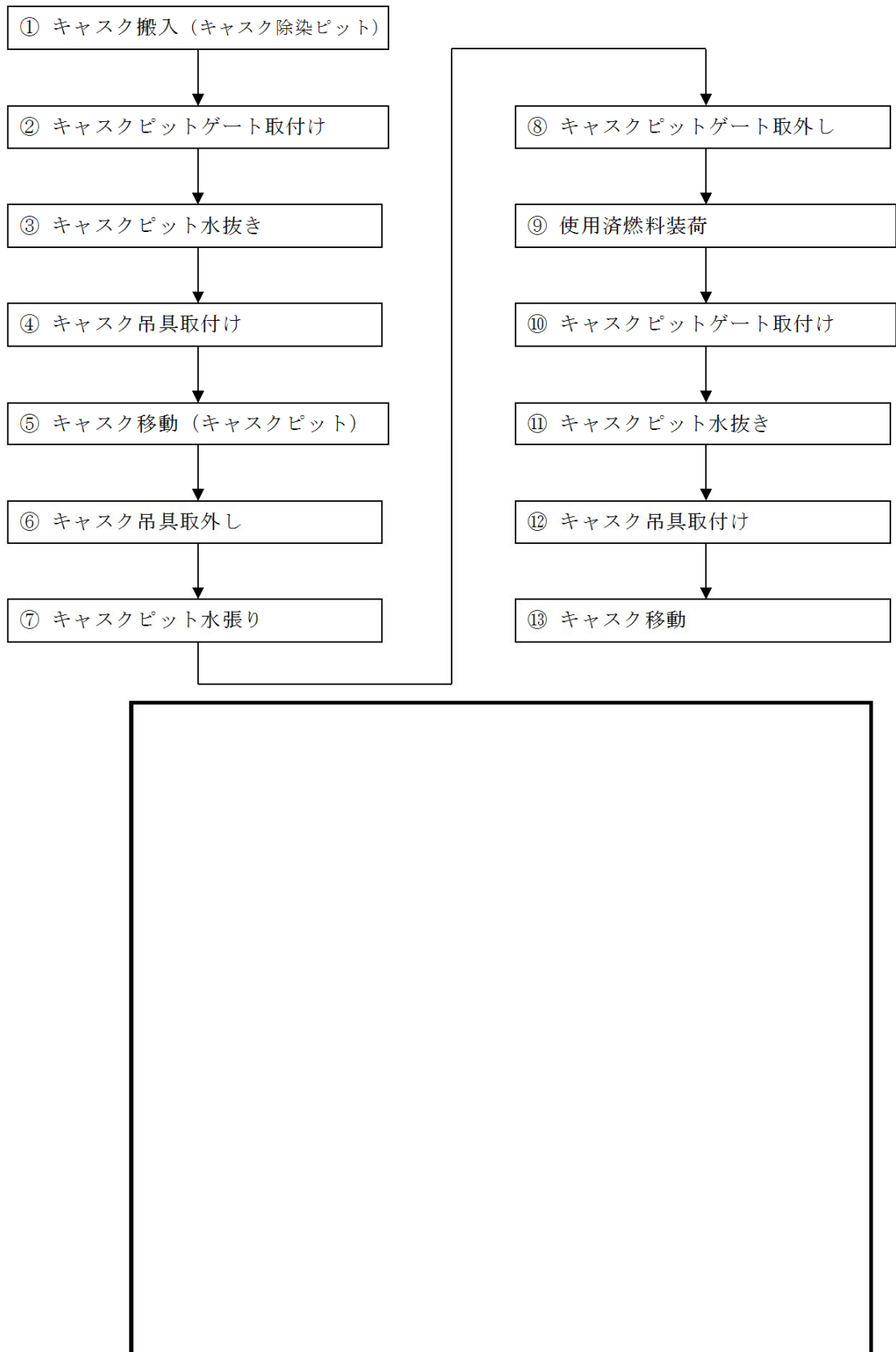
また、原子炉建屋クレーンはインターロックによる運転の他、動力源喪失時にて自動的にブレーキがかかる機能を有しているとともに、フックには外れ止め金具が装備されており、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチも設けられていることから、キャスクの落下は防止される設計としている。

なお、キャスクピットでのキャスク取扱い時に、仮に地震等にて原子炉建屋クレーンの各ブレーキ（横行、走行、巻上下）の機能が喪失した場合、キャスクは横行、走行方向及び鉛直方向に滑る恐れがあるが、キャスクをキャスクピットにて取り扱う際には、キャスクピットを使用済燃料プールと隔離して、キャスクピット単独で水抜き等を実施するためのキャスクピットゲートが設置されるため、キャスクが横行、走行方向及び鉛直方向に滑った^{※1,2}としても、使用済燃料プール水位維持のためのライニング健全性は維持される。

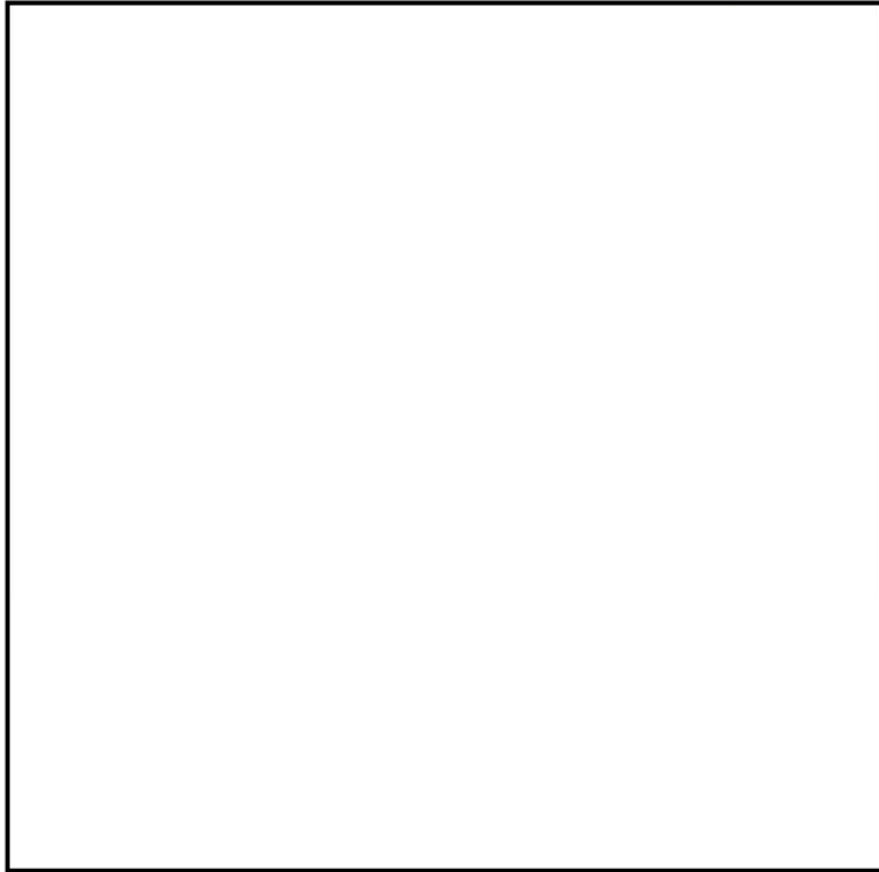
使用済燃料を燃料取替機にてキャスクに装荷する際は、キャスクピットにアクセスするため、燃料取替機のモードをキャスクピットモードに切り替える。これによって、通常燃料を \square mmしか吊り上げられないインターロックとなっているところを、最大 \square mmまで吊り上げられるようになるが、当該モード切替は通常モードで運転が不可能となるキャスクピットゲート手前で行うこととし、可能な限り使用済燃料プール上で燃料を高く吊り上げない運用とする。また、ライナ下部には複数のリーク検知溝が走っているが、ほとんどがラックの下部である。ラック下部以外のリーク検知溝上は、燃料取替機の通常モードであってもインターロック上アクセスは可能であるが、燃料がその上部を通過することはないことから、リーク検知溝上に燃料が落下することはないものとする。

※1 キャスク取扱い時は、インターロック運転により可動範囲が制限されること及びキャスクピットはキャスクピットゲートにより使用済燃料プールと隔離されることから、キャスクが横行、走行方向に滑ったとしてもキャスクがキャスクピットエリア外の燃料プール内に落下することはないものとする。

※2 鉛直方向ブレーキについて、制動力を上回る不可トルクが発生した場合のすべり量は、基準地震動S s時の評価にて示すこととする。



第5-1図 キャスク取扱い作業フロー (例)



キャスクの種類

番号	名称	外形 (mm)
1	キャスク (NFT-32B 型)	
2	ドライキャスク (A 社製)	
3	ドライキャスク (B 社製)	
4	ドライキャスク (C 社製)	

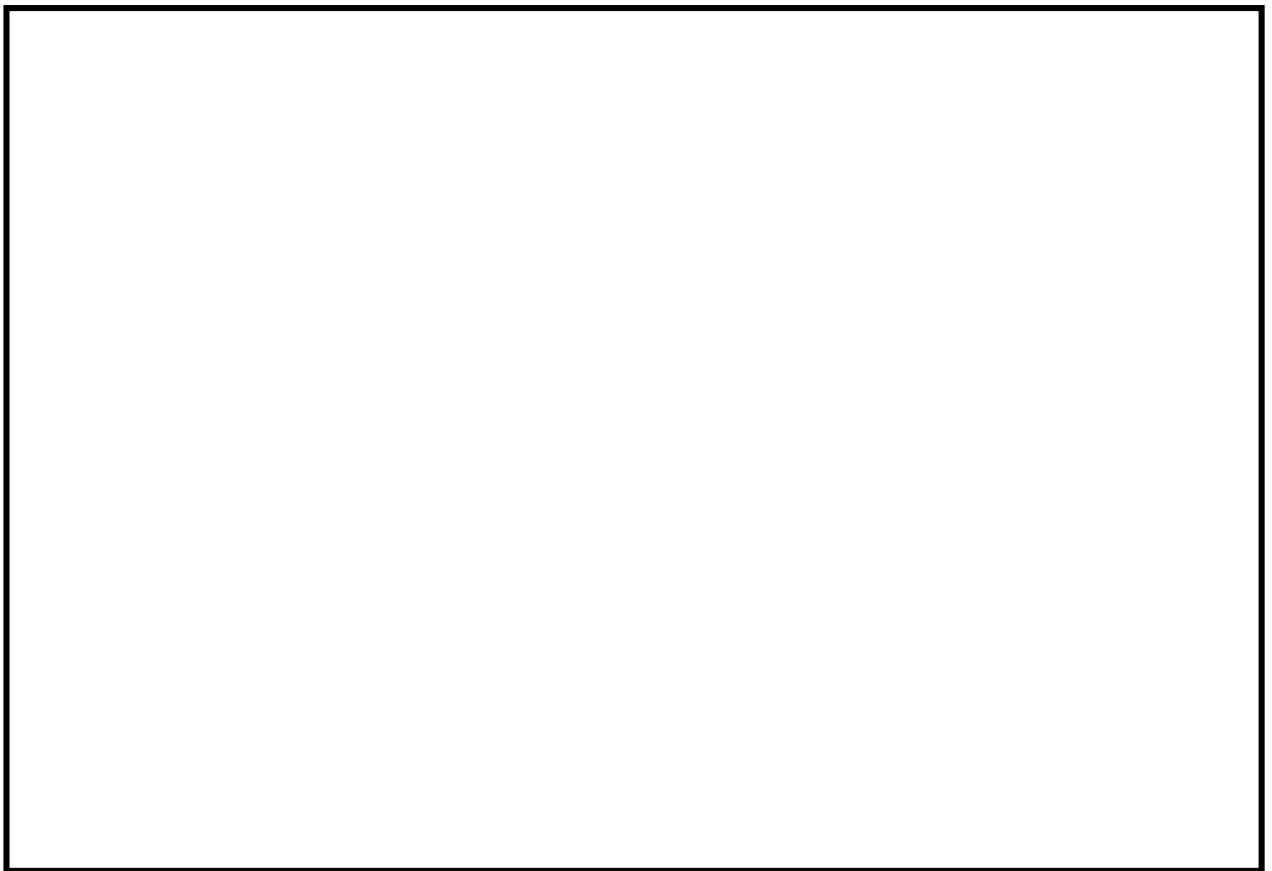
第5-2図 キャスクとキャスクピットゲートの位置関係

6. 照射済燃料及び使用済燃料取扱い時の使用済燃料プールへの影響

照射済燃料及び使用済燃料は、直接には燃料取替機のみにて取り扱われ、ラックから燃料取替機によって移動し、使用済燃料プール内にて必要に応じて検査され、所定の場所（燃料装荷の場合は炉心、それ以外の場合は使用済燃料プール、使用済燃料乾式貯蔵キャスク、輸送キャスク、などを指す）へ移動される。

照射済燃料及び使用前検査の燃料の取扱いに係る移動フロー及び経路（例）を第6-1図に示す。

なお、使用済燃料プール底部のライナの下に設置されている漏えい検知溝については第6-1図に示す箇所にて、直接重量物が落下して衝突する可能性があるが、落下が想定される燃料は、燃料装荷時に炉心に移動する場合も、その他のラックやキャスクに移動する場合も、通常は当該箇所の上は通過しない。



第6-1図 使用済燃料の使用済燃料プール上での移動経路

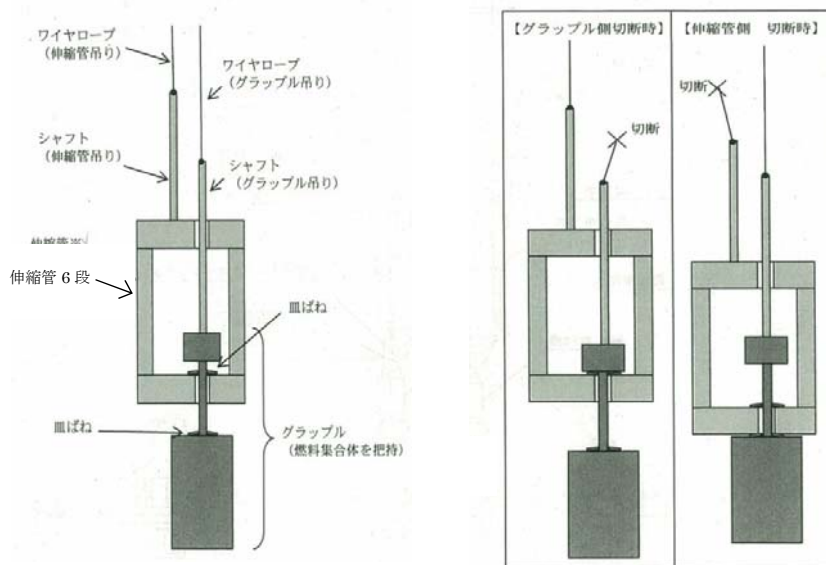
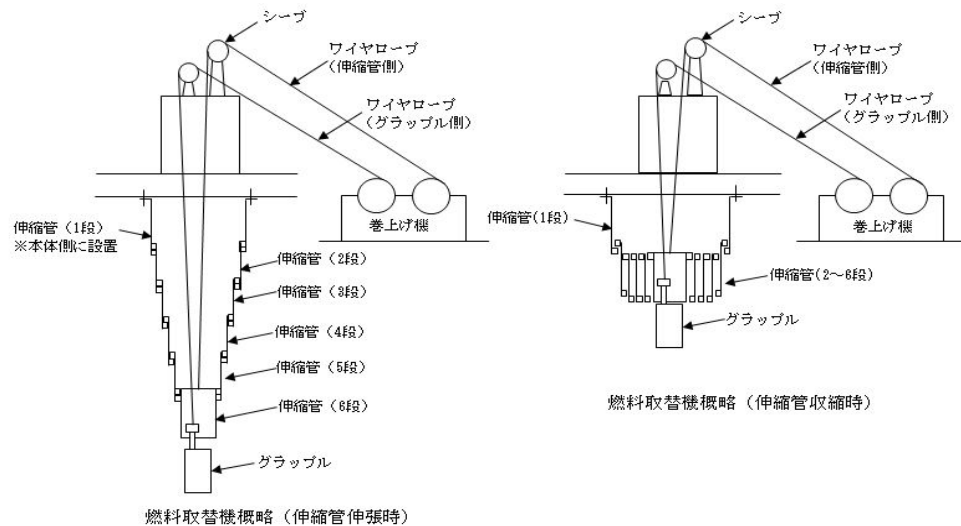
7. ワイヤロープ及び主要部材の強度に関する説明について

燃料取替機のワイヤロープは、二本有しており、一本が「燃料集合体及びグラップル」を、もう一本が「伸縮管」をそれぞれ吊る構造となっている。（第7-1図参照）

燃料取替機は、定格荷重を450kgとしており、クレーン構造規格適用除外揚重機（0.5t未満のため）となるが、各ワイヤロープは、当該規格要求を満足する安全率を有した設計としている。

万が一どちらかのワイヤロープが切断した場合でも、残り一本のワイヤロープで吊荷（燃料集合体 約350kg）、伸縮管（本体側に設置（固定）された1段を除く2～6段の荷重：800kg）及びグラップル（約30kg）を保持可能な設計としている。

ワイヤロープの破断荷重（119kN）に対し、使用上の最大荷重は12.5kN（定格荷重 450kg、燃料集合体 約350kg、伸縮管（2～6段の荷重）800kg：合計1280kg）であり、約10倍の安全率を有した設計となっている。また、燃料吊り荷重伝達ルートにおける、ワイヤロープ以外の主要強度部材（フック、グラップルシャフト、ワイヤ取付部等）においても、ワイヤロープと同等以上の安全率を有する設計としている。



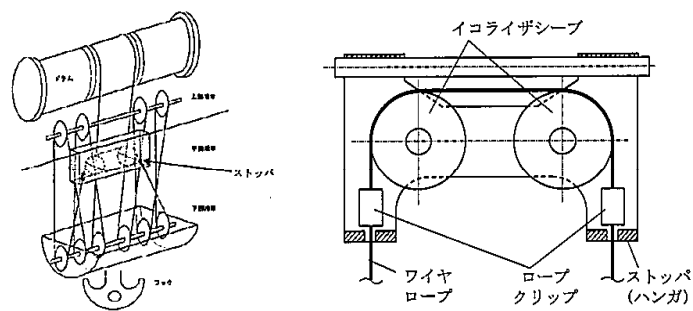
第7-1図 ワイヤロープ概要図

8. イコライザハンガの概要について

8.1 ストッパの機構について

イコライザハンガのストッパ機構は、ワイヤロープ、ロープクリップ、イコライザシーブ及びストッパで構成されている。

ワイヤロープが破断したとすると、吊荷の質量によりイコライザハンガからロープが引き出されるが、第8-1図のようにイコライザハンガのロープにロープクリップが取り付けられ、その下方にストッパが備えられた構造であり、ロープクリップがイコライザハンガに当たり保持されることで、引き出しが止まるので吊荷は落下しない。



第8-1図 イコライザハンガのストッパ概念図

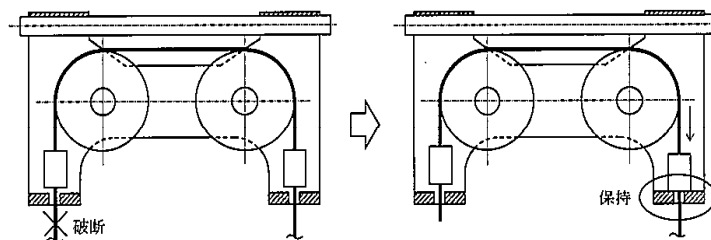
8.2 ワイヤロープ破断時の動作について

ケース①：ワイヤロープがイコライザハンガ外で破断した場合

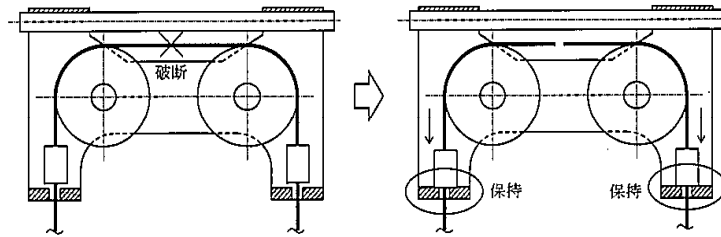
吊荷の質量により、イコライザハンガから破断していない方のワイヤロープが引き出されるが、ロープクリップがストッパに当たり保持されることにより、引き出しが止まり落下しない。

ケース②：ワイヤロープがイコライザハンガ内で破断した場合

吊荷の質量により、イコライザハンガから両方のワイヤロープが引き出されるが、それぞれのロープクリップがストッパに当たり保持されることにより、引き出しが止まり落下しない。



第8-2図 ワイヤロープがイコライザハンガ外で破断した場合の概要図



第8-3図 ワイヤロープがイコライザハンガ内で破断した場合の概要図

8.3 ストップ機能の実証実験等の有無について

ロープクリップの把握力試験にて確認している。

(限界値約550 kNに対しワイヤ1本あたり約220 kNの荷重)

9. 使用済燃料プールの機能に影響を及ぼすおそれのある重量物の抽出結果

使用済燃料プール周辺設備等の重量物について、使用済燃料プールへの落下時に使用済燃料プールの機能に影響を及ぼすおそれのある重量物について、使用済燃料プールとの位置関係、作業計画を踏まえて抽出した結果の詳細を第1表に示す。

また、使用済燃料プールの機能に影響を及ぼすおそれのある重量物のうち、使用済燃料プールのフロアレベルに設置するものの一覧（第2表）及び配置図（第9-1図）を以下に示す。

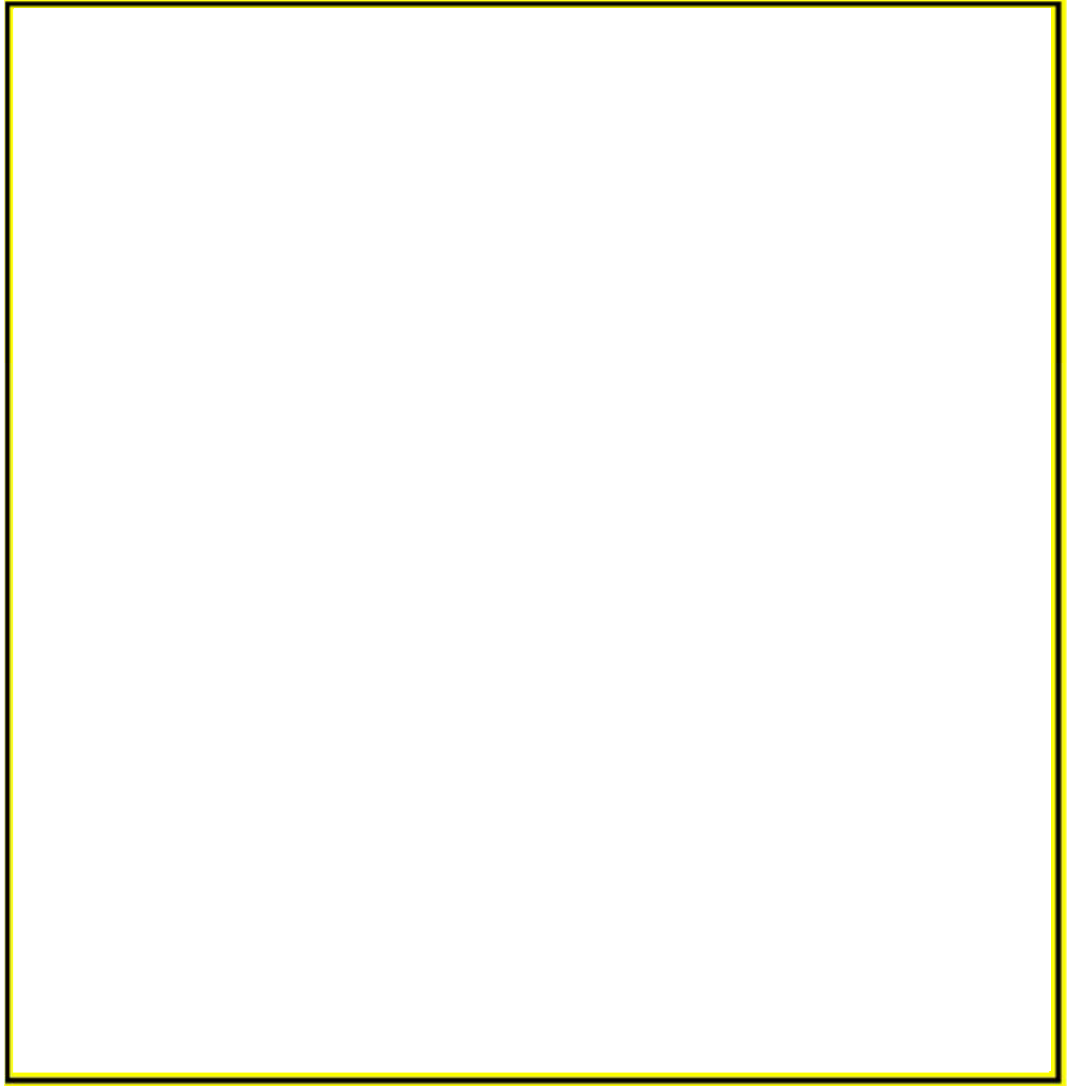
第1表 使用済燃料プールの機能に影響を及ぼすおそれのある重量物の抽出結果

番号	抽出項目	詳細	番号	抽出項目	詳細
1	原子炉建屋原子炉棟	屋根トラス, 耐震壁等	14	作業用機材類	SFPゲート用架台
		天井照明			工具類
燃料取替機	燃料取替機	大型セイバーソー			
原子炉建屋クレーン	原子炉建屋クレーン	遮へい体			
その他クレーン	使用済燃料プール用ジブクレーン	防災シート類			
5	PCVヘッド (取扱具含む)	PCVヘッド			足場材
		PCVヘッド吊り具			水中簡易清掃装置保管箱
6	RPVヘッド (取扱具含む)	RPVヘッド			局所排風器
		(+スタッドボルトテンション)			ウェル用資機材
		RPVヘッドフランジガスケット			ローリングタワー
		ミラーインシュレーション			フィルタ収納容器
		スタッドボルト着脱装置			LPRM収納箱
		ミラーインシュレーションペロー			テント
7	内挿物 (D/S取扱具含む)	ドライヤ			酸化膜厚測定装置架台
		セパレーター	工具箱 (引き出しタイプ) 銅製		
		シュラウドヘッドボルト	ドロップライト収納箱		
		シュラウドヘッドボルトレンチ	グラップル収納箱		
		D/S吊り具	水中カメラ支持ポール		
		MSラインブラグ	チャンネル固縛仮置き架台		
		MSLP用電源箱	NFV用吊り具ワイヤ		
		MSLP用空気圧縮機	除染ビット用クーラー		
		MSLP用電動チェーンブロック	スポットクーラー		
		マルチストロングバック	注水ユニット		
8	プール壁設置物	制御棒ハンガ	キャスク底部固定金具		
		制御棒	足場収納箱		
9	プールゲート類	燃料プールゲート (大)	差圧計		
		燃料プールゲート (小)	エリアモニタ		
10	キャスク (取扱具含む)	キャスク	プロセスモニタ		
		キャスク吊り具	ページング		
		ドライキャスク	固定電話		
		ドライキャスク吊り具	監視カメラ		
		固体廃棄物移送容器	IAEAカメラ		
		固体廃棄物移送容器用垂直吊り具 (R/B用)	使用済燃料プール温度計		
11	電源盤類	照明用トランス	使用済燃料プール水位計		
		照明用分電盤	水素濃度計		
		チャンネル着脱機制御盤	DSプールレベルスイッチ (保管箱含む)		
		作業用分電盤	RCWサージタンク液位計		
		中継端子箱	地震計		
		原子炉建屋クレーン電源切替盤, 操作盤	テンション用テストブロック		
		水中照明電源箱	スタッドボルト試験片		
		シッピング用操作盤部	FHM用テストウェイト		
		シッピング動力盤	シッパーキャップ架台 (16キャップ含む)		
		開閉器	シッピング装置架台		
12	フェンス・ラダー類	キャスクビット排水用電源盤	可動ステージ		
		手摺り (除染機用レール含む)	キャスク除染ビットカバー		
		可動ステージ開放用ホイスト架台	DSプールカバー		
		原子炉ウェル用梯子	原子炉ウェルシールドブラグ		
		DSP昇降梯子	スキマサージタンク用コンクリートブラグ		
		パーテーション	SFPスロットブラグ		
13	装置類	集塵装置 (収納コンテナ含む)	SFPスロットブラグ吊り具		
		DSPパッキン用減圧器	DSPスロットブラグ		
		酸化膜厚測定装置	DSPスロットブラグ吊り具		
		水中テレビ制御装置	新燃料貯蔵庫コンクリートブラグ		
		燃料付着物採取用装置 (本体, ポール, ヘッド)	FPC F/Dコンクリートブラグ		
		水位調整装置	CUW F/Dコンクリートブラグ		
		リークテスト測定装置	空調機		
				FHM操作室空調機	
18	空調機		静的触媒式水素再結合器		
			常設スプレイヘッド		
19	重大事故対処設備				

※ なお、重量物の抽出にあたっては、ニューシア情報を確認し重量物の固縛措置等に関して、東海第二発電所で反映が必要な事項はないことを確認している。

第2表 使用済燃料プールのフロアレベルに設置するものの一覧

番号	抽出項目	No	詳細	番号	抽出項目	No	詳細
5	PCVヘッド (取扱具含む)	1	PCVヘッド	13	装置類	24	集塵装置 (収納コンテナ含む)
		2	PCVヘッド吊り具			25	DSPバックシン用減圧器
6	RPVヘッド (取扱具含む)	3	RPVヘッド (+スタッドボルトテンシヨナ)			26	酸化膜厚測定装置
		4	RPVヘッドフランジガスケット			27	水中テレビ制御装置
		5	ミラーインシュレーション			28	燃料付着物採取用装置 (本体, ボール, ヘッド)
		6	スタッドボルト着脱装置			29	水位調整装置
		7	ミラーインシュレーションペロー			30	リークテスト測定装置
11	電源盤類	8	照明用トランス	16	試験・ 検査用機材類	31	テンシヨナ用テストブロック
		9	照明用分電盤			32	スタッドボルト試験片
		10	チャンネル着脱機制御盤			33	FHM用テストウェイト
		11	作業用分電盤			34	シッパーキャップ架台 (16キャップ含む)
		12	中継端子箱	17	コンクリート プラグ・ハッチ類	35	シッピング装置架台
		13	原子炉建屋クレーン電源切替盤, 操作盤			36	可動ステージ
		14	水中照明電源箱			37	キャスク除染ビットカバー
		15	シッピング用操作盤部			38	DSプールカバー
16	シッピング動力盤	39	原子炉ウェルシールドプラグ				
17	開閉器	40	スキマサージタンク用コンクリートプラグ				
18	キャスクビット排水用電源盤	41	SFPスロットプラグ				
19	手摺り (除染機用レール含む)	42	SFPスロットプラグ吊り具				
12	フェンス・ ラダー類	20	可動ステージ開放用ホイスト架台			43	DSPスロットプラグ
		21	原子炉ウェル用梯子			44	DSPスロットプラグ吊り具
		22	DSP昇降梯子	45	新燃料貯蔵庫コンクリートプラグ		
		23	パーテーション	46	FPC F/Dコンクリートプラグ		
				18	空調機	47	CUW F/Dコンクリートプラグ
						48	空調機
				19	重大事故対処設備	49	FHM操作室空調機
						50	静的触媒式水素再結合器
						51	常設スプレイヘッド



第9-1図 使用済燃料プールのフロアレベルに設置するものの一覧

10. 技術基準規則への適合性

第1表に燃料取扱設備の技術基準規則第26条への適合性と適合方針を示す。

第1表 燃料取扱設備の技術基準規則と条文への適合性

	燃料取扱設備	条文	条文への適合性	
1	燃料取替機	<p>第二十六条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。</p> <p>二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。</p> <p>三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。</p>	○	<p>新燃料を原子炉建屋内に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し原子炉建屋外へ搬出するまでの取扱いを行える設計とする。</p> <p>燃料体等を1体ずつ取扱う構造とすることにより、臨界を防止する設計とする。</p> <p>燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p>

		<p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。</p>	○	<p>取扱い中に燃料体等を損傷させないように、あらかじめ設定する荷重値を超えた場合、上昇を阻止するインターロックを有することで燃料体等の破損やそれに伴う燃料体等の落下を防止する設計とする。</p>
		<p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>	○	<p>駆動源喪失の場合にも燃料体等の保持状態を維持する設計とする。</p>
2	原子炉建屋クレーン	<p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。</p>	○	<p>新燃料を原子炉建屋内に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し原子炉建屋外へ搬出するまでの取扱いを行える設計とする。</p>

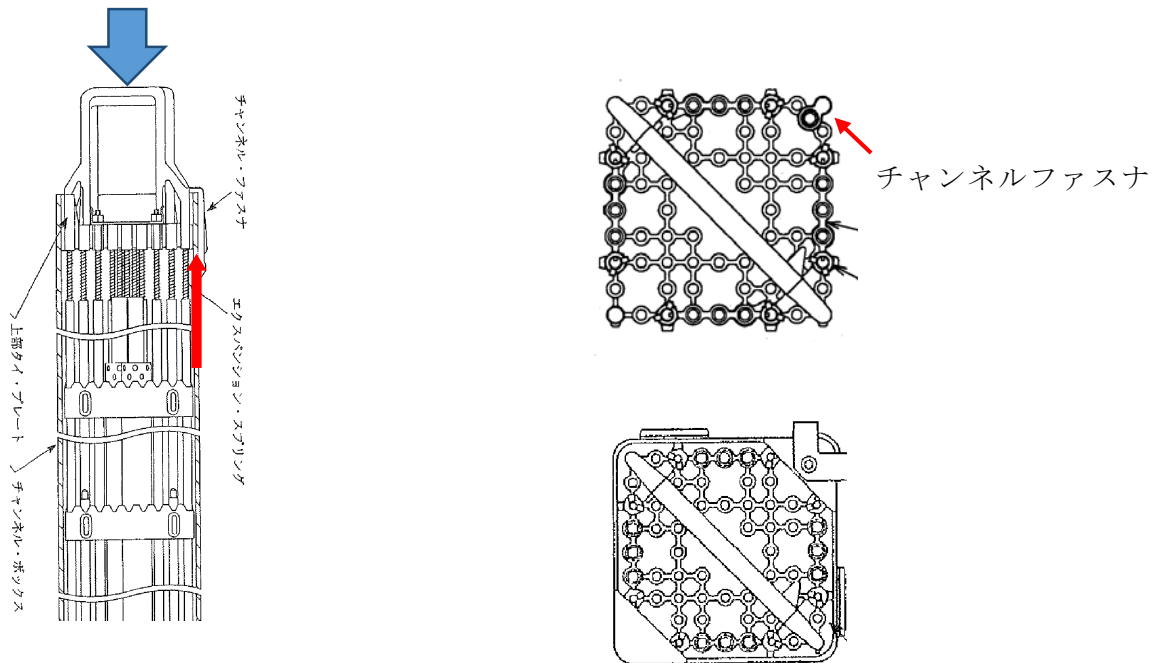
		二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。	○	燃料体等を1体ずつ取扱う構造とすることにより，臨界を防止する設計とする。
		三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。	○	燃料体等（新燃料を除く。）の移送は，すべて水中で行い，崩壊熱により溶融しない設計とする。
		四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。	○	重量物を移送する主巻フックはイコライザハンガをストップ方式にすることで仮にワイヤロープが切れた場合でも重量物が落下せず，安全に保持できる設計とする。
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。	○	原子炉建屋クレーンは，原子炉建屋内で新燃料搬入容器，使用済燃料輸送容器の移送及び新燃料等の移送を安全かつ確実に行うものである。本クレーンは，新燃料搬入容器，使用済燃料輸送容器及び新燃料等の移送中において，駆動源が喪失しても確実に保持できる。
3	使用済燃料 乾式貯蔵建屋 天井クレーン	通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。	○	

		一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。		使用済燃料乾式貯蔵建屋内において燃料集合体を装填した使用済燃料乾式貯蔵容器の取扱いを行える設計とする。
		二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。	○	使用済燃料乾式貯蔵容器を取扱うこととし、直接燃料集合体の取扱いを行わない設計とする。
		三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。	○	使用済燃料乾式貯蔵容器を取扱うこととし、直接燃料集合体の取扱いを行わない設計とする。
		四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。	○	使用済燃料乾式貯蔵容器を取扱うこととし、直接燃料集合体の取扱いを行わない設計とする。
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。	○	使用済燃料乾式貯蔵容器の移送中において、駆動源が喪失しても確実に保持できる。

重量物落下時のチャンネルボックスへの荷重について

チャンネルボックスはチャンネルファスナによって上部タイプレートに結合されており、チャンネルファスナを通じて上部タイプレートを支えている。その荷重は摩擦によって7つのスペーサ及び下部タイプレートにかかっている。7つのスペーサは2本のウォータロッドのうちの1本に結合しており、支持されている。したがって、燃料棒でなくウォータロッドにチャンネルボックスへの重量物の荷重がかかることになる。

以上を考慮すると、チャンネルボックスによる支持を無視し、燃料棒のみで落下物の荷重を受け止める想定は保守的であると考えられる。



第1図チャンネルボックスの受ける荷重について